

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市御津保健福祉ステーション条例(平成22年市条例第47号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第4条第1項に規定する申請は、岡山市御津保健福祉ステーション指定管理者指定申請書(別記様式)を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第4条第1項に規定するその他規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約その他これらに相当する書類
- (2) 法人その他の団体の経営状況を明らかにする書類
- (3) 法人その他の団体の役員の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業報告書の記載事項等)

第3条 条例第6条第4号に規定するその他規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用料金の減免及び還付の状況に関する事項
- (2) 自主事業に係る収支状況

2 指定管理者は、毎月10日までに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 月間の施設利用者数
 - (2) 実施した事業の内容
- (開館時間)

第4条 岡山市御津保健福祉ステーション(以下「ステーション」という。)の開館時間は、開館日の午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 ステーションの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月31日

2 市長が認めたときには、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、ステーションの管理運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年市規則第207号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年市規則第33号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

岡山市御津保健福祉ステーション指定管理者指定申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

岡山市御津保健福祉ステーションの指定管理者の指定を受けたいので、岡山市御津保健福祉ステーション条例(平成22年市条例第47号)第4条第1項の規定により申請します。

申 請 者	法人(団体)名		
	代表者名	㊟	
	所在地		
	連絡先		
会社概要・経営方針			
同種施設の経営実績	①施設名	①所在地	①管理開始年月日
	②施設名	②所在地	②管理開始年月日
	③施設名	③所在地	③管理開始年月日
申 請 理 由			